

## 本件各事業年度の課税処分等の経緯

## 1 平成20年12月期

(単位：円)

区分	年 月 日	所得金額	納付すべき税額	過 少 申 告 加 算 税
確定申告	平成21年3月31日	△1,070,264,862	—	—
更正等	平成24年3月27日	△22,625,793	—	—
審査請求	平成24年5月22日	△1,070,264,862	—	—
裁 決	平成27年2月2日	棄却		

※△を付した金額は欠損金額を意味する。

## 2 平成21年12月期

(単位：円)

区分	年 月 日	所得金額	納付すべき税額	過 少 申 告 加 算 税
確定申告	平成22年3月31日	292,220,389	62,867,700	—
更正等	平成24年3月27日	5,750,676,020	1,700,404,500	241,246,500
審査請求	平成24年5月22日	292,220,389	62,867,700	0
裁 決	平成27年2月2日	棄却		

## 3 平成22年12月期

(単位：円)

区分	年 月 日	所得金額	納付すべき税額	過 少 申 告 加 算 税
確定申告	平成23年3月31日	1,880,207,363	552,763,400	—
更正等	平成24年3月27日	5,359,913,714	1,596,675,200	128,383,000
審査請求	平成24年5月22日	1,880,207,363	552,763,400	0
裁 決	平成27年2月2日	棄却		

## 本件各更正処分の根拠

(単位：円)

項目名		No.	平成20年 12月期	平成21年 12月期	平成22年 12月期	
1 所得 金額	申告所得金額	①	△ 1,070,264,862	292,220,389	1,880,207,363	
	加算 金額	法人税法132条による所得金額の増加額	②	1,047,639,069	4,410,816,562	3,906,483,229
		繰越欠損金の損金算入額の過大額	③	-	1,047,639,069	-
	減算 金額	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度超過額の過大額	④	-	-	8,004,478
		損金の額に算入される事業税等の額	⑤	-	-	418,772,400
	所得金額(①+②+③-④-⑤)		⑥	△ 22,625,793	5,750,676,020	5,359,913,714
所得金額に対する法人税額		⑦	0	1,725,202,800	1,607,973,900	
法人税額から控除される所得税額等		⑧	0	24,798,217	11,298,608	
納付すべき法人税額 (⑦-⑧)		⑨	0	1,700,404,500	1,596,675,200	
翌期へ繰り越す欠損金		⑩	22,625,793	-	-	

※⑨の金額は通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てたものである。

※△を付した金額は欠損金額を意味する。

## 別表3

## 平成23年12月期の法人税の課税処分等の経緯

(単位：円)

区 分	年 月 日	所 得 金 額	納付すべき税額	過 少 申 告 加 算 税
確 定 申 告	平 成 24 年 3 月 30 日	924,114,407	253,042,100	—
更 正 等	平 成 29 年 2 月 24 日	4,830,597,635	1,424,987,000	161,929,500
審 査 請 求	平 成 29 年 4 月 13 日	924,114,407	253,042,100	—
減額更正等	平 成 30 年 1 月 29 日	4,830,590,635	1,424,984,900	161,929,000

## 別表4

## 平成23年12月期更正処分の根拠

(単位：円)

項目名		No.	平成23年12月期
所得金額	申告所得金額	①	924,114,407
	加算金額	②	3,906,483,228
	減算金額	③	7,000
	所得金額(①+②-③)	④	4,830,590,635
所得金額に対する法人税額		⑤	1,449,177,000
法人税額から控除される所得税額等		⑥	24,192,002
納付すべき法人税額 (⑤-⑥)		⑦	1,424,984,900

※⑦の金額は国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てたものである。

## 平成24年12月期の法人税の課税処分等の経緯

(単位：円)

区 分	年 月 日	所 得 金 額	納付すべき税額	過 少 申 告 加 算 税
確 定 申 告	平 成 25 年 3 月 29 日	434,082,724	129,983,900	—
更 正 等	平 成 30 年 2 月 27 日	4,666,152,157	1,399,604,900	183,931,500
審 査 請 求	平 成 30 年 4 月 17 日	434,082,724	129,983,900	—

## 別表6

## 平成24年12月期更正処分の根拠

(単位：円)

項目名		No.	金額	
所得金額	申告所得金額	①	434,082,724	
	加算金額	法132条による所得金額の増加額	②	3,813,297,033
		事業税相当額の損金算入過大額	③	404,016,900
		事業税相当額の益金算入額	④	14,755,500
	所得金額(①+②+③+④)		⑤	4,666,152,157
所得金額に対する法人税額		⑥	1,399,845,600	
法人税額から控除される所得税額等		⑦	240,695	
納付すべき法人税額 (⑥-⑦)		⑧	1,399,604,900	

※⑧の金額は国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てたものである。